

2006年6月27日

大学院社会文化科学研究科（法学部）

黒神直純（国連法・国際機構法担当）

黒神直純著『国際公務員法の研究』（信山社、2006年5月）

【内容要旨】

いわゆる「国際社会の組織化」の進展に伴い、今日国連などの国際機構の発展は著しい。その国際機構の発展とともに、機構の任務に従事し、その活動を支える国際公務員も数多く必要とされてきた。彼らは、国際公務員という名の通り、自国から独立し機構に対してのみ忠誠を誓う。そのため、彼らの身分は、自国ではなく機構自身が設ける特別の法制度や、機構に設けられた不服申立てのための特別な「国際行政裁判所」によって法的に保障される。このような行政裁判所の数は、第2次大戦後の国際機構や職員の数の増大と比例して急速に増してきており、また、その管轄権も広がりを見せている。各々の国際機構や行政裁判所の法実行の束が、今日では国際公務員の身分保障に関する体系を形成しており、本書は、国際機構において、機構と職員との間に現に生じている国際公務員法と呼ぶべき新しい法現象を明らかにするものである。

本書の研究は、国際機構内部に生起し今後ますます広がりを見せていくと思われる国際公務員法なる法体系を対象としており、従来、国家のみを主たる対象としてきた伝統的な国際法学ではもはやとらえることのできない新たな法現象の体系化を試みたものである。この研究は、今日まで手つかずのまま残されてきた問題を対象としており、わが国の学界において少なからず意義のある研究といえる。

黒神直純著『国際公務員法の研究』

目次

序章 国際機構の発展と国際公務員制度

- 第一節 国際機構の史的展開と国際事務局の萌芽
- 第二節 国際連盟事務局の成立とその盛衰
- 第三節 国連事務局の成立—国際事務局の復興—
- 第四節 国際事務局の発展と国際公務員制度の必要性
- 第五節 本書の目的

第一章 国際公務員の法的地位

- 第一節 国際公務員とは
- 第二節 国際公務員の法的地位と派遣制度
—国連を例として—

第二章 国際行政裁判所の裁判制度

- 第一節 国際行政裁判所の法的地位

第二節 国際行政裁判所概観

第三章 国際行政裁判所による国際公務員の身分保障

- 第一節 国際行政裁判所による行政裁量の統制
- 第二節 国際行政裁判所による行政裁量統制の実態

第四章 国際公務員法の法源

- 第一節 設立文書と機構の制定法
- 第二節 任用契約
- 第三節 法の一般原則
- 第四節 その他の裁判基準

終章 国際公務員法の体系について

- 第一節 国際公務員法研究概観
- 第二節 国際機構法体系における国際公務員法
- 第三節 国際機構の発展と国際公務員法

<著者略歴>

黒神直純（くろかみなおずみ）岡山大学大学院社会文化科学研究科教授

1990年神戸大学法学部卒業。92年英国シェフィールド大学大学院修了（Socio-Legal Studies, M.A.）。93年神戸大学大学院修了（法学修士）。95～97年在フィンランド日本国大使館勤務。97年岡山大学法学部助手、98年同助教授を経て、2005年から現職。博士（法学）。